

投票管理者・投票立会人を募集します

本市では、池田市内で行われる選挙に関する当日の投票所での従事者を次のとおり公募します。

現在、選挙期日（投票日当日）に池田市内の29ヵ所で投票区（所）を開設し、公職選挙法に基づきそれぞれの投票所には1人の投票管理者および2人の投票立会人が常駐しています。

選任にあたっては、各投票所の地元自治会等から推薦を頂いているところですが、状況によりお手伝いいただける方を募集したいと考えております。

有権者の皆さまには、選挙当日投票所の管理者や立会人の従事を通して、選挙の重要性をより身近に感じていただければと思います。

1 募集する投票従事者の内容等

(1) 投票管理者の主な職務	(2) 投票立会人の主な職務
<ul style="list-style-type: none">○投票所の開閉を行う。○投票箱の空虚確認や閉鎖を行う。○投票録その他必要な報告書をつくる。○投票録に必ず（自筆にて）署名する。○投票所の管理をし、投票事務全般について最終決定をする。 など	<ul style="list-style-type: none">○投票所の開閉に立ち会う。○選挙人の選挙人名簿（抄本）との対照に立ち会う。○選挙人に対する投票用紙交付に立ち会う。○投票箱の閉鎖に立ち会う。○その他投票手続きの全般に立ち会う。○投票録に必ず（自筆にて）署名する。 など

2 応募資格

池田市在住で選挙権を有する方。

3 応募方法

「投票管理者・立会人登録申請書」に必要事項をご記入の上、持参または郵送の方法で、下記の選挙管理委員会事務局へ応募してください。

4 募集・登録期間

随時、登録申請の受付を行っています。

（住所変更や登録の削除を希望される場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡をお願いいたします。）

5 投票における従事時間と報酬

従事職務	従事日	従事時間	報酬
(1) 投票管理者	投票日 当日	午前7時～午後8時(1日)	13,000円
		②午前7時～午後1時30分(半日)	6,500円
		③午後1時30分～午後8時(半日)	6,500円
(2) 投票立会人		①午前7時～午後8時(1日)	11,000円
		②午前7時～午後1時30分(半日)	5,500円
		③午後1時30分～午後8時(半日)	5,500円

※ 報酬は、規定の源泉徴収所得税を差し引いてお渡しします。

※ 集合は、それぞれの従事時間の15分前です。

※ 午後8時以後(投票所の閉鎖後)開票所への投票箱の送致を行っていただく場合がありますが、タクシーにより送迎いたします。

※①～③の従事時間は、申請書の希望欄で選択してください。

6 従事する投票所

池田市内にある29カ所の投票所のいずれかになります。

7 選任までの流れ

- (1) 「投票管理者・立会人登録申請書」を提出。
- (2) 選挙管理委員会で審査後「投票管理者・立会人候補者」として登録。
- (3) 選挙従事をお願いする場合は、従事の可否等を確認し、従事いただく投票所の調整を行った上、選挙管理委員会による配置の決定を経てご本人に「選任通知」を送付します。

※登録頂いた全ての皆様に従事いただくわけではありませんので、ご了承ください。なお、提出いただいた個人情報、投票管理者・立会人の選任、その他選挙事務の目的以外には使用いたしません。

8 応募および問い合わせ等

池田市選挙管理委員会事務局

〒563-8666 池田市城南1-1-1

電話：072 (754) 6150 [直通]

FAX：072 (752) 6680

メール：senkan@city.ikeda.osaka.jp

皆様からの応募をお待ちしております！